

お 知 ら せ

災害応急対策業務に協力して頂ける
企業を募集します。
～災害応急対策業務に関する協定～

現在、宇都宮国道事務所では、地震・大雨・大雪等により、当事務所の管理または工事中の道路施設等が被災した場合に、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るため、必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、宇都宮国道事務所と協定締結会社はその確保および動員の方法を定め、当事務所が管理する栃木県内の国道4号、新4号、国道50号および茨城県内の新4号沿線に資材基地等がある建設会社と「災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

このたび、3月31日に現協定が期限を迎えることから、引き続き防災力の強化を図るため、新たに協定を締結し、災害の発生に備え万全を期したいと考えており、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち、技術力のある企業を募集します。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。

また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が更に優位になります。

受付期間: 令和2年12月15日(火)～令和3年1月19日(火)

災害協定及び公募の概要

《協定名》

「災害応急対策業務に関する協定」

《協定の目的》

本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、宇都宮国道事務所と協定締結会社がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握に努めるとともに被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

《業務内容》

- ①緊急点検（パトロール）・損壊箇所の被害把握と報告
- ②緊急措置・・・・・・・・道路利用者の安全確保のため、バリケード等の設置、危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板等の設置
- ③道路啓開・・・・・・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物撤去や車両移動等の実施
- ④応急復旧・・・・・・・・緊急輸送道路の機能を確保するため、状況に応じた段階的な復旧を実施
- ⑤防災訓練・・・・・・・・情報伝達訓練、災害対策機器の操作訓練等の参加
- ⑥異常降雪時の対応・・・・・・・・異常降雪時のパトロール、凍結防止剤の散布および道路除雪等の実施

《協定区間》

栃木県内および茨城県内の宇都宮国道事務所が所管する国道4号、新4号、国道50号の3路線を9分割（国道4号：5区間、新4号：2区間、国道50号：2区間）した1区間3社程度の合計27社を募集予定

《協定期間》

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年）

《応募資格（概要）》

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、橋梁補修工事、造園工事のいずれかに令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること。
- ② 栃木県内または茨城県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所を有すること。
- ③ 協定応募区間から30km以内に資材置き場を所有すること。
- ④ 平成17年4月1日以降に、栃木県内または茨城県内で元請けとして完成・引き渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれか1つの施工実績を有すること。

《スケジュール》

応募期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月19日（火）まで
協定締結者通知 令和3年1月29日（金）（発送予定）

詳細については、公募文を宇都宮国道事務所に掲示しておりますので確認をお願いします。